

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内容	
事業の種類	環境影響評価法（以下「法」という。）第2条第2項第1号チに掲げる第一種事業 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業	
都市計画特例	[法第38条の6第1項] 都市計画決定権者が、第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、環境影響評価その他の手続を行う。 都市計画決定権者：横浜市	
これまでの手続	配慮書	送付:R2.1.15、公告:R2.1.15 都市計画決定権者による縦覧:R2.1.15～R2.2.14
	縦覧対象区	旭区、瀬谷区
	審査会	意見聴取:R2.1.28
	配慮書に対する 市長意見書	作成:R2.3.10、公告:R2.3.25
	方法書	送付:R2.7.21 公告:R2.7.21 都市計画決定権者による縦覧:R2.7.21～R2.8.20 市長による縦覧:R2.7.21～R2.9.3
	縦覧対象区	旭区、瀬谷区
	説明会	開催日:R2.8.1、2、4、5(計4回) 参加者:のべ471名
	意見概要	送付:R2.9.25、164通
	審査会	諮問:R2.7.31、答申:R2.12.7
	方法書に対する 市長意見書	作成:R2.12.16、公告縦覧:R2.12.25～R3.1.25
		〈参考〉
	方法書に対する 神奈川県知事の意見	送付:R2.11.10
準備書の送付	[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第15条] 送付：令和3年6月25日	
準備書の公告	[法第40条第2項の規定の規定により読み替えて適用される法第16条] 公告：令和3年6月25日	
	[横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第59条第1項] 公告：令和3年6月25日	

項目	内容
準備書の縦覧	<p>[法第40条第2項の規定の規定により読み替えて適用される法第15条、条例第59条第1項]</p> <p>公告：令和3年6月25日</p> <p>縦覧期間：令和3年6月25日～令和3年8月10日</p> <p>※ 建築局都市計画課は令和3年7月26日まで（8月10日まで閲覧可）</p> <p>縦覧場所：建築局都市計画課、環境創造局環境影響評価課、瀬谷区役所、旭区役所</p> <p>公表等：建築局都市計画課のホームページにおいて公表</p> <p>横浜市中央図書館、瀬谷図書館及び旭図書館で閲覧、環境影響評価課のホームページで準備書の全文公開を実施</p>
審査会への諮問	<p>[条例第59条第2項]</p> <p>諮問：令和3年6月28日</p>
説明会の開催	<p>[法第40条第2項により読み替えて適用される法第17条第1項]</p> <p>開催日及び場所：令和3年7月16日及び17日 瀬谷公会堂</p> <p>令和3年7月19日 旭公会堂</p>
意見書の提出	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項]</p> <p>提出期間：令和3年6月25日～令和3年8月10日</p> <p>(意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付)</p> <p>提出先：都市計画決定権者</p>
準備書についての意見の概要等の送付	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条]</p> <p>都市計画決定権者は、意見書の提出期間経過後、環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「意見概要見解書」という。）を送付する。</p>
意見概要見解書の公告・縦覧	<p>[条例第59条第3項]</p> <p>市長は、意見概要見解書の送付を受けたときは、その旨を公告し、意見概要見解書の写しを公告日から起算して15日間一般の縦覧に供する。</p>
市民等からの意見聴取	<p>[条例第59条第4項]</p> <p>関係地域に居住する者等は、審査会に対し、意見概要見解書の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができる。</p>
市長意見の形成	<p>[法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第4項]</p> <p>市長意見の期限：意見概要見解書の送付を受けた日から120日</p> <p>※ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域が横浜市域に限られる場合は、都市計画決定権者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を述べる。</p>
市長意見の公告・縦覧	<p>[条例第59条第6項]</p> <p>市長意見を述べたときは、その旨を公告し、30日間一般の縦覧に供する。</p>

このほか、神奈川県環境影響評価条例に基づき、公告・縦覧、神奈川県環境影響評価審査会への諮問等が行われます。